

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文  
 (平成十六年六月二日 法律第六十九号) (施行日 平成十七年六月一日)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可(第三条 第十二条)</p> <p>第二章の二 表示付認証機器等(第十二条の二 第十二条の七)</p> <p>第三章 許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者、許可廃棄業者等の義務(第十二条の八 第三十三条)</p> <p>第四章 放射線取扱主任者(第三十四条 第三十八条)</p> <p>第五章 登録認証機関等(第三十九条 第四十一条の三十八)</p> <p>第六章 雑則(第四十二条 第五十条)</p> <p>第七章 罰則(第五十一条 第六十一条)</p> <p>第八章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等(第六十二条 第六十六条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 使用の許可及び届出並びに販売、賃貸及び廃棄の業の許可(第三条 第十二条)</p> <p>第二章の二 放射線障害防止機構に係る設計の承認等(第十二条の二 第十二条の七)</p> <p>第三章 使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者等の義務(第十二条の八 第三十三条)</p> <p>第四章 放射線取扱主任者(第三十四条 第三十八条)</p> <p>第五章 指定機構確認機関等(第三十九条 第四十一条の二十)</p> <p>第六章 雑則(第四十二条 第五十条)</p> <p>第七章 罰則(第五十一条 第六十条)</p> <p>第八章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等(第六十一条 第六十五条)</p> <p>附則</p>

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

第二章 使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに  
廃棄の業の許可

(使用の許可)

第三条 放射性同位元素であつてその種類若しくは密封の有無に依じて政令で定める数量を超えるもの又は放射線発生装置の使用（製造（放射性同位元素を製造する場合に限る。）、詰替え（放射性同位元素の詰替えをする場合に限る）、廃棄のための詰替えを除く。）及び装備（放射性同位元素装備機器に放射性同位元素を装備する場合に限る。）を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器（以下この項、次条及び第三条の三において「表示付認証機器」という。）の使用をする者（当該表示付認証機器に係る第十二条の六に規定する認証条件（次条において「認証条件」という。）に従つた使用、保管及び運搬をするものに限る。）及び第十二条の五第三項に規定する表示付特定認証機器（次条及び第四条において「表示付特定認証機器」という。）の使用をする者については、この限りでない。

2 前項本文の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量又は放射線発生装

第二章 使用の許可及び届出並びに販売、賃貸及び廃棄の業の  
許可

(使用の許可)

第三条 放射性同位元素（次条第一項に規定する表示付放射性同位元素装備機器に装備されているもの及び密封されたもので同項の政令で定める数量以下のものを除く。）又は放射線発生装置を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類及び数量又は放射線発生装置の種類、台

置の種類、台数及び性能

- 三 使用の目的及び方法
- 四 使用の場所

五 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備

六 放射性同位元素を貯蔵する施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備

（使用の届出）

第三条の二 前条第一項の放射性同位元素以外の放射性同位元素の使用をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、表示付認証機器の使用をする者（当該表示付認証機器に係る認証条件に従つた使用、保管及び運搬をするものに限る。）及び表示付特定認証機器の使用をする者については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量

三 使用の目的及び方法

四 使用の場所

数及び性能

- 三 使用の目的及び方法
- 四 使用の場所

五 放射性同位元素又は放射線発生装置を使用し、又は設置する施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備

六 放射性同位元素を貯蔵する施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備

（使用の届出）

第三条の二 表示付放射性同位元素装備機器（第十二条の四第二項の規定により表示が付されている放射性同位元素装備機器をいう。以下同じ。）又は密封された放射性同位元素で政令で定める数量以下のもの（以下次項までにおいて単に「密封された放射性同位元素」という。）を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、表示付放射性同位元素装備機器を使用する場合にあつては表示付放射性同位元素装備機器の承認番号（当該放射性同位元素装備機器に係る第十二条の二第一項の承認の番号をいう。次項において同じ。）及び台数、使用の場所並びに当該表示付放射性同位元素装備機器を設置する施設（以下単に「機器設置施設」という。）の位置、構造及び設備その他文部科学省令で定める事項を、密封

<p>五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力</p>	<p>された放射性同位元素を使用する場合にあつては密封された放射性同位元素の種類及び数量、使用の場所並びに貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力その他文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出なければならない。</p>
<p>2 前項本文の届出をした者（以下「届出使用者」という。）は、同項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。</p>	<p>2 前項の届出をした者（以下「届出使用者」という。）は、同項の規定により届け出た事項のうち、表示付放射性同位元素装備機器の承認番号若しくは台数、使用の場所若しくは機器設置施設の位置、構造若しくは設備又は密封された放射性同位元素の種類若しくは数量、使用の場所若しくは貯蔵施設の位置、構造、設備若しくは貯蔵能力を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。</p>
<p>3 届出使用者は、第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、届出使用者は、第一項の規定により届け出た事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。</p>
<p>（表示付認証機器の使用をする者の届出）      第三条の三 第三条第一項ただし書及び前条第一項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者（第二十四条及び第三十二条において「表示付認証機器使用者」という。）は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の使用の開始の日から三十日以内に、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。</p>	
<p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏</p>	

<p>名</p> <p>二 表示付認証機器の第十二条の六に規定する認証番号及び台数</p> <p>三 使用の目的及び方法</p> <p>2 前項の届出をした者（以下「表示付認証機器届出使用者」という。）は、同項各号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。</p>	
<p>（販売及び賃貸の業の届出）</p> <p>第四条 放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、表示付特定認証機器を業として販売し、又は賃貸する者については、この限りでない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 放射性同位元素の種類</p> <p>三 販売所又は賃貸事業所の所在地</p>	<p>（販売及び賃貸の業の許可）</p> <p>第四条 放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 前項本文の規定により販売の業の届出をした者（以下「届出販売業者」という。）又は同項本文の規定により賃貸の業の届出をした者（以下「届出賃貸業者」という。）は、同項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。</p>	<p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 放射性同位元素の種類</p> <p>三 販売所又は賃貸事業所の所在地</p>

3 届出販売業者又は届出貨貸業者は、第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

( 廃棄の業の許可 )

第四条の二 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を業として廃棄しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃棄事業所の所在地

三 廃棄の方法

四 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えをする施設（以下「廃棄物詰替施設」という。）の位置、構造及び設備

五 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物を貯

四 放射性同位元素の詰替をする施設（以下単に「詰替施設」という。）の位置、構造及び設備

五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

( 廃棄の業の許可 )

第四条の二 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を業として廃棄しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃棄事業所の所在地

三 廃棄の方法

四 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えをする施設（以下「廃棄物詰替施設」という。）の位置、構造及び設備

五 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物を貯



蔵する施設（以下「廃棄物貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

七 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の埋設の方法による最終的な処分（以下「廃棄物埋設」という。）を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の性状及び量

ロ 放射能の減衰に依りて放射線障害の防止のために講ずる措置

（欠格条項）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項本文又は前条第一項の許可を与えない。

一 第二十六条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項本文又は前条第一項の許可を与えないことができる。

蔵する施設（以下「廃棄物貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

（欠格条項）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項の許可を与えない。

一 第二十六条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項の許可を与えないことができる。



- 一 心身の障害により放射線障害の防止のために必要な措置を適切に講ずることができない者として文部科学省令で定めるもの
- 二 法人であつて、その業務を行う役員のうち前号に該当する者のあるもの

(使用の許可の基準)

第六条 文部科学大臣は、第三条第一項本文の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 使用施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 四 その他放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置による放射線障害のおそれがないこと。

- 一 心身の障害により放射線障害の防止のために必要な措置を適切に講ずることができない者として文部科学省令で定めるもの
- 二 法人であつて、その業務を行う役員のうち前号に該当する者のあるもの

(使用の許可の基準)

第六条 文部科学大臣は、第三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 使用施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 四 その他放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置による放射線障害のおそれがないこと。

(販売及び賃貸の業の許可の基準)

第七条 文部科学大臣は、第四条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 詰替施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上

の基準に適合するものであること。

二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 その他放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害のおそれがないこと。

( 廃棄の業の許可の基準 )

第七条の二 文部科学大臣は、第四条の二第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 その他放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害のおそれがないこと。

( 許可の条件 )

第八条 第三条第一項、第四条第一項又は第四条の二第一項の許可に

第七条 文部科学大臣は、第四条の二第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 その他放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害のおそれがないこと。

( 許可の条件 )

第八条 第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可には、条件を

付することができる。

- 2 前項の条件は、放射線障害を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(許可証)

- 第九条 文部科学大臣は、第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

- 2 第三条第一項本文の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 使用の目的
- 四 放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量又は放射線発生装置の種類、台数及び性能
- 五 使用の場所
- 六 貯蔵施設の貯蔵能力
- 七 許可の条件

は、条件を付することができる。

- 2 前項の条件は、放射線障害を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(許可証)

- 第九条 文部科学大臣は、第三条第一項、第四条第一項又は第四条の二第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

- 2 第三条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 使用の目的
- 四 放射性同位元素の種類及び数量又は放射線発生装置の種類、台数及び性能
- 五 使用の場所
- 六 貯蔵施設の貯蔵能力
- 七 許可の条件

- 3 第四条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 放射性同位元素の種類

<p>2 許可使用者は、第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項</p>	<p>3 第四条の二第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 許可の年月日及び許可の番号</li> <li>二 氏名又は名称及び住所</li> <li>三 廃棄事業所の所在地</li> <li>四 廃棄の方法</li> <li>五 廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力</li> <li>六 廃棄物埋設に係る許可証にあつては、埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の量</li> <li>七 許可の条件</li> </ul> <p>4 許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(使用施設等の変更)</p> <p>第十条 第三条第一項本文の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を文部科学大臣に提出し、訂正を受けなければならない。</p>
<p>2 許可使用者は、第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項</p>	<p>4 第四条の二第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 許可の年月日及び許可の番号</li> <li>二 氏名又は名称及び住所</li> <li>三 廃棄事業所の所在地</li> <li>四 廃棄の方法</li> <li>五 廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力</li> <li>六 許可の条件</li> </ul> <p>5 許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(使用施設等の変更)</p> <p>第十条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を文部科学大臣に提出し、訂正を受けなければならない。</p>

の変更（第六項の規定に該当するものを除く。）をしようとするときは、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、その変更が文部科学省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 第六条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする許可使用者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を文部科学大臣に提出しなければならぬ。

5 許可使用者は、第二項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、許可証を添えてその旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

6 許可使用者は、使用の目的、密封の有無等に応じて政令で定める数量以下の放射性同位元素又は政令で定める放射線発生装置を、非破壊検査その他政令で定める目的のため一時的に使用する場合において、第三条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

の変更（第六項の規定に該当するものを除く。）をしようとするときは、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、その変更が文部科学省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 第六条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする許可使用者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を文部科学大臣に提出しなければならぬ。

5 許可使用者は、第二項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、許可証を添えてその旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

6 許可使用者は、政令で定める数量以下の密封された放射性同位元素を、非破壊検査その他政令で定める目的のため一時的に使用する場合において、第三条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

（詰替施設等の変更）

第十一条 第四条第一項の規定により販売の業の許可を受けた者（以下「販売業者」という。）及び賃貸の業の許可を受けた者（以下「賃貸業者」という。）は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十

<p>3 第七條及び第八條の規定は、前項の許可に準用する。</p>	<p>3 第七條及び第八條の規定は、前項の許可に準用する。</p>
<p>2 許可廃棄業者は、第四條の二第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p>	<p>2 廃棄業者は、第四條の二第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 許可廃棄業者は、第四條の二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を文部科学大臣に提出し、訂正を受けなければならない。</p>	<p>2 販売業者及び賃貸業者は、第四條第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p>
<p>11条 第四條の二第一項の許可を受けた者（以下「許可廃棄業者」という。）は、同條第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を文部科学大臣に提出し、訂正を受けなければならない。</p>	<p>3 第七條及び第八條の規定は、前項の許可に準用する。</p>
<p>( 廃棄施設等の変更 )</p>	<p>( 廃棄施設等の変更 )</p>
<p>11条 第四條の二第一項の許可を受けた者（以下「許可廃棄業者」という。）は、同條第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を文部科学大臣に提出し、訂正を受けなければならない。</p>	<p>4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする販売業者及び賃貸業者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を文部科学大臣に提出しなければならない。</p>



4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする許可廃棄業者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を文部科学大臣に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第十二条 許可使用者及び許可廃棄業者は、許可証を汚し、損じ、又は失つたときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

第二章の二 表示付認証機器等

(放射性同位元素装備機器の設計認証等)

第十二条の二 放射性同位元素装備機器(次項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)並びに当該放射性同位元素装備機器の年間使用時間その他の使用、保管及び運搬に関する条件(運搬に関する条件にあつては、船舶又は航空機による運搬以外の運搬について定める運搬する物についての措置に係るものに限る。以下この章において同じ。)について、文部科学大臣(その種類に応じ政令で定める数量以下の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器その他政令で定める

4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする廃棄業者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を文部科学大臣に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第十二条 許可使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、許可証をよこし、損じ、又は失つたときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

第二章の二 放射線障害防止機構に係る設計の承認等

(放射線障害防止機構に係る設計の承認)

第十二条の二 販売業者及び賃貸業者は、放射性同位元素装備機器を販売し、又は賃貸しようとするときは、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器における放射線障害防止のための機構(第三項及び第十二条の四において「放射線障害防止機構」という。)に係る設計について、文部科学大臣の承認を受けることができる。



<p>放射性同位元素装備機器にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）又は文部科学大臣（の認証）以下「設計認証」という。）を受けすることができる。</p>	
<p>2 その構造、装備される放射性同位元素の数量等からみて放射線障害のおそれが極めて少ないものとして政令で定める放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに当該放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件（年間使用時間に係るものを除く。）について、文部科学大臣又は登録認証機関の認証（以下「特定設計認証」という。）を受けすることができる。</p>	
<p>3 設計認証又は特定設計認証を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣又は登録認証機関に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 放射性同位元素装備機器の名称及び用途</p> <p>三 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量</p>	<p>2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 第四条第一項の許可の年月日及び許可の番号</p>
<p>4 前項の申請書には、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件（特定設計認証の申請にあつては、年間使用時間に係るものを除く。次条第一項及び第十二条の六において同じ。）を記載した書面、放射性同位元素装備機</p>	<p>3 前項の申請書には、放射線障害防止機構に係る設計、放射性同位元素装備機器の構造図その他の文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。</p>

器の構造図その他文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

( 認証の基準 )

第十二条の三 文部科学大臣又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証の申請があつた場合において、当該申請に係る設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件が、それぞれ文部科学省令で定める放射線に係る安全性の確保のための技術上の基準に適合していると認めるときは、設計認証又は特定設計認証をしなければならない。

2 文部科学大臣又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証のための審査に当たり、必要があると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより、次条第二項の規定による検査の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

( 設計合致義務等 )

第十二条の四 設計認証又は特定設計認証を受けた者（以下「認証機器製造者等」という。）は、当該設計認証又は特定設計認証に係る放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入する場合においては、設計認証又は特定設計認証に係る設計に合致するようにならなければならない。

2 認証機器製造者等は、当該設計認証又は特定設計認証に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の放射性同位元素装備

( 承認の基準 )

第十二条の三 文部科学大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る設計が、政令で定めるしやへいその他の放射線障害の防止のための設計に関する技術上の基準に適合していると認めるときは、承認をしなければならない。

機器について検査を行い、文部科学省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

( 認証機器の表示等 )

第十二条の五 認証機器製造者等は、前条第二項の規定による検査により設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器（以下この条において「認証機器」という。）又は同項の規定による検査により特定設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器（以下この条において「特定認証機器」という。）に、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ認証機器又は特定認証機器である旨の表示を付するこ  
とができる。

2 前項の規定による表示が付された認証機器（以下「表示付認証機器」という。）以外の放射性同位元素装備機器には、同項の認証機

( 機構確認の表示等 )

第十二条の四 販売業者及び賃貸業者は、放射性同位元素装備機器の第十二条の二第一項の承認を受けた設計による放射線障害防止機構について、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣が個々に行う確認（以下単に「機構確認」という。）を受けることができる。

2 文部科学大臣は、機構確認の申請があつた場合において、当該申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止機構の構造、材料及び性能（以下この項において単に「構造等」という。）が第十二条の二第一項の承認を受けた設計に係る放射線障害防止機構の構造等と同一であると認めるときは、機構確認がされたものとし、当該放射性同位元素装備機器に、文部科学省令で定めるところにより、その旨の表示を付するものとする。

3 前項の表示の有効期間は、文部科学大臣の定める期間とする。

第十二条の五 前条第二項の規定による機構確認がされた放射性同位元素装備機器以外の機器には、同項の表示を付し、又はこれと紛ら

器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 第一項の規定による表示が付された特定認証機器（以下「表示付特定認証機器」という。）以外の放射性同位元素装備機器には、同項の特定認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第十二条の六 表示付認証機器又は表示付特定認証機器を販売し、又は賃貸しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器に、認証番号（当該設計認証又は特定設計認証の番号をいう。）（以下「認証条件」という。）（これを廃棄しようとする場合にあつては第十九条第五項に規定する者にその廃棄を委託しなければならない旨その他文部科学省令で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。）

（認証の取消し等）

第十二条の七 文部科学大臣は、認証機器製造者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設計認証又は特定設計認証（以下「設計認証等」という。）（を）取り消すことができる。

わしい表示を付してはならない。

第十二条の六 表示の有効期間の更新を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、機構確認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第十二条の七 文部科学大臣は、第十二条の二第一項の承認を受けた販売業者又は賃貸業者が次の各号の一に該当するときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により設計認証等を受けたとき。
- 二 第十二条の四、第十二条の五第二項若しくは第三項又は前条の規定に違反したとき。

2 文部科学大臣は、前項各号のいずれかに該当する認証機器製造者等及びその他の第十二条の五第二項若しくは第三項又は前条の規定に違反した者に対し、放射線障害を防止するため必要な限度において、当該不正又は違反に係る放射性同位元素装備機器の回収その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務

(施設検査)

第十二条の八 特定許可使用者（放射性同位元素）密封された放射性同位元素であつて、その構造、使用状況等からみて放射線障害のおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の使用をする許可使用者（貯蔵する放射性同位元素の密封の有無に応じて政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を設置するものに限る。）又は放射線発生装置の使用をする許可使用者をいう。以下同じ。）は、使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下「使用施設等」という。）を設置したとき、又は第十条第二項の許可を受けて使用施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。

- 一 不正の手段により第十二条の二第一項の承認を受けたとき。
- 二 第十二条の五の規定に違反したとき。

第三章 使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者等の義務

(施設検査)

第十二条の八 許可使用者（第三条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設又は放射線発生装置を使用するものに限る。）は、使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下次条までにおいて「使用施設等」という。）を設置したとき、又は第十条第二項の許可を受けて使用施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該使用施設等について文部科学大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等を使用してはならない。

（をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該使用施設等について文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等の使用をしてはならない。

2 許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下「廃棄物詰替施設等」という。）を設置したとき、又は第十一条第二項の許可を受けて廃棄物詰替施設等の位置、構造若しくは設備の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該廃棄物詰替施設等について文部科学大臣又は登録検査機関の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該廃棄物詰替施設等の使用をしてはならない。

3 前二項の規定による検査（以下「施設検査」という。）において

2 販売業者（第四条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を使用するものに限る。以下この項における賃貸業者について同じ。）及び賃貸業者は、詰替施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下次条までにおいて「詰替施設等」という。）を設置したとき、又は第十一条第二項の許可を受けて詰替施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該詰替施設等について文部科学大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該詰替施設等を使用してはならない。

3 廃棄業者は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下次条までにおいて「廃棄物詰替施設等」という。）を設置したとき、又は第十一条の第二項の許可を受けて廃棄物詰替施設等の位置、構造若しくは設備の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該廃棄物詰替施設等について文部科学大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該廃棄物詰替施設等を使用してはならない。

4 前三項の規定による検査（第四十一条の九、第四十五条の二第六

、使用施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可又は第十条第二項若しくは第十一条第二項の変更の許可の内容（第八条第一項（第十条第三項及び第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件を含む。）に適合しているときは、合格とする。

（定期検査）

第十二条の九 特定許可使用者は、使用施設等について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

2 許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設等（廃棄物埋設地（その附属設備を含む。以下同じ。）である廃棄施設を除く。）について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科

号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「施設検査」という。）において、使用施設等、詰替施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が第三条第一項、第四条第一項若しくは第四条の二第一項の許可又は第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項の変更の許可の内容（第八条第一項（第十条第三項、第十一条第三項及び第十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件を含む。）に適合しているときは、合格とする。

（定期検査）

第十二条の九 許可使用者（第三条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設又は放射線発生装置を使用するものに限る。）は、使用施設等について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の検査を受けなければならない。

2 販売業者（第四条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を使用するものに限る。以下この項における賃貸業者について同じ。）及び賃貸業者は、詰替施設等について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の検査を受けなければならない。

3 廃棄業者は、廃棄物詰替施設等について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の検査を受けなければならない。



学大臣又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

3 前二項の規定による検査（以下「定期検査」という。）は、当該使用施設等又は廃棄物詰替施設等がそれぞれ第六条第一号から第三号まで又は第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

（定期確認）

第十二条の十 特定許可使用者又は許可廃棄業者は、次に掲げる事項について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録定期確認機関」という。）の確認（以下「定期確認」という。）を受けなければならない。

一 第二十条第一項及び第二項の文部科学省令で定めるところにより放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況が測定され、その結果について同条第三項の記録が作成され、保存されていること。

二 第二十五条第一項又は第三項の帳簿が、それぞれ同条第一項又は第三項の文部科学省令で定めるところにより記載され、同条第三項の文部科学省令で定めるところにより保存されていること。

（使用施設等の基準適合義務）

4 前三項の規定による検査（第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「定期検査」という。）は、当該使用施設等、詰替施設等又は廃棄物詰替施設等がそれぞれ第六条第一号から第三号まで、第七条第一号から第三号まで又は第七条の二第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

（使用施設等の基準適合義務）

第十三条 許可使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を文部科学省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

3 許可廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(使用施設等の基準適合命令)

第十四条 文部科学大臣は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

2 文部科学大臣は、貯蔵施設の位置、構造又は設備が前条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、届出使用者に対し、貯蔵施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

第十三条 許可使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 届出使用者は、その貯蔵施設又は機器設置施設の位置、構造及び設備を文部科学省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

3 販売業者及び賃貸業者は、その詰替施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

4 廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条の二第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(使用施設等の基準適合命令)

第十四条 文部科学大臣は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第六条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

2 文部科学大臣は、貯蔵施設又は機器設置施設の位置、構造又は設備が前条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、届出使用者に対し、貯蔵施設又は機器設置施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可廃棄業者に対し、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

(使用の基準)

第十五条 許可使用者及び届出使用者（以下「許可届出使用者」という。）は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者に対し、使用の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設的位置、構造又は設備が第七条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、販売業者又は賃貸業者に対し、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

4 文部科学大臣は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設位置、構造又は設備が第七条の二第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、廃棄業者に対し、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

(使用の基準)

第十五条 許可使用者及び届出使用者（以下「使用者」という。）は、放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する場合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者に対し、使用の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(詰替えの基準)

第十六条 許可使用者（第三十条第四号から第六号までの一に該当す

るものを含む。次項において同じ。）、届出使用者（同条第五号又は第六号に該当するものを含み、密封された放射性同位元素で政令で定める数量以下のものを使用するものに限る。次項において同じ。）、販売業者（同条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。）、賃貸業者（第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。）及び廃棄業者（第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。）

（保管の基準等）

るものを含む。次項において同じ。）、届出使用者（同条第五号又は第六号に該当するものを含み、密封された放射性同位元素で政令で定める数量以下のものを使用するものに限る。次項において同じ。）、販売業者（同条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。）、賃貸業者（第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。）及び廃棄業者（第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。）

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えに関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可使用者、届出使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、詰替えの停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

（保管の基準）

及び許可廃棄業者（第三十条第六号から第八号までのいずれかに該当する者（以下「許可取消等廃棄業者」という。）を含む。同項、次条から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。）は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を保管する場  
合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、保管の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

3 届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管については、許可届出使用者に委託しなければならない。

（運搬の基準）

第十七条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所（許可届出使用者にあつては使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、許可廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。）において運搬する場  
合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

放射性同位元素によつて汚染された物を保管する場  
合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、保管の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

（運搬の基準）

第十八条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所（使用者にあつては使用施設、貯蔵施設、機器設置施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、販売業者及び賃貸業者にあつては詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した販売所又は賃貸事業所、廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。）において運搬する場  
合に

ない。

2 前項の場合において、文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬に関する確認等)

第十八条 許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下「許可届出使用者等」という。)は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、文部科学省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、

においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬に関する確認等)

第十八条の二 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(次項から第五項まで、第三十二条及び第三十三条において「使用者等」という。)は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、文部科学省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令。次項において同じ。)で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、文部



て、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」といふ。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」といふ。）を、その他の運搬に関する措置にあつては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」といふ。）又は文部科学大臣）の確認（以下「運搬物確認」といふ。）を受けなければならない。

3 許可届出使用者等は、運搬に使う容器について、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の承認を受けることができる。この場合において、文部科学大臣の承認を受けた容器については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、文部科学大臣又は国土交通大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項に規定する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当

科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は国土交通大臣の確認を受けなければならない。

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の承認を受けることができる。この場合において、文部科学大臣の承認を受けた容器（第四十一条の十において「承認容器」といふ。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、文部科学大臣又は国土交通大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項に規定する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当



するときは、許可届出使用者等は、内閣府令で定めるところにより、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合には、第五項の規定により届け出たところに従つて（前項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しなければならない。

8 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、内閣府令で定めるところにより、第五項の規定により届け出たところに従つて（第六項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しているかどうかについて検査し、又は放射線障害を防止するため、前三項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

9 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

するときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合には、第五項の規定により届け出たところに従つて（前項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しなければならない。

8 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、内閣府令で定めるところにより、第五項の規定により届け出たところに従つて（第六項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しているかどうかについて検査し、又は放射線障害を防止するため、前三項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

9 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第五項の届出及び第六項の指示に関し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

( 廃棄の基準等 )

第十九条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する措置が前二項の技術上の基準に適合してないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、廃棄の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができ。

4 届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄については、許可届出使用者（許可取消等使用者を除く。）又は許可廃棄業者（許可取消等廃棄業

10 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第五項の届出及び第六項の指示に関し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

( 廃棄の基準 )

第十九条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する措置が前二項の技術上の基準に適合してないと認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、廃棄の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができ。

者を除く。( )に委託しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、表示付認証機器又は表示付特定認証機器(以下「表示付認証機器等」という。 )を廃棄しようとする者)許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。( )は、許可届出使用者(許可取消等使用者を除く。 )又は許可廃棄業者(許可取消等廃棄業者を除く。 )に委託しなければならない。

( 廃棄に関する確認 )

第十九条の二 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、その廃棄に関する措置が前条第二項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

2 廃棄物埋設をしようとする許可廃棄業者は、その都度、当該廃棄物埋設において講ずる措置が前条第一項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(以下「登録埋設確認機関」という。 )の確認(以下「埋設確認」という。 )を受けなければならない。

( 廃棄に関する確認 )

第十九条の二 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、その廃棄に関する措置が前条第二項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

(測定)

第二十条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

3 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、前二項の測定の結果について記録の作成、保存その他の文部科学省令で定める措置を講じなければならない。

(放射線障害予防規程)

第二十一条 許可届出使用者、届出販売業者(表示付認証機器等のみを販売する者を除く。以下この条において同じ。)、届出賃貸業者(表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。以下この条において同じ。)及び許可廃棄業者は、放射線障害を防止するため、文部科学省令で定めるところにより、放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の業を

(測定)

第二十条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

2 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設(政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く。)、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

3 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、前二項の測定の結果について記録の作成、保存その他の文部科学省令で定める措置を講じなければならない。

(放射線障害予防規定)

第二十一条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害を防止するため、文部科学省令で定めるところにより、放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の業を開始する前に、放射線障害予防規定を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。

開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、放射線障害を防止するために必要があると認めるときは、許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に対し、放射線障害予防規程の変更を命ずることができる。

3 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害予防規程を変更したときは、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。

(教育訓練)

第二十二条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害予防規程の周知その他を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(健康診断)

第二十三条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、健康診断を行わなければ

2 文部科学大臣は、放射線障害を防止するために必要があると認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、放射線障害予防規定の変更を命ずることができる。

3 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害予防規定を変更したときは、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。

(教育訓練)

第二十二条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設(政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く)、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害予防規定の周知その他を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(健康診断)

第二十三条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入



ばならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、前項の健康診断の結果について記録の作成、保存その他の文部科学省令で定める措置を講じなければならぬ。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第二十四条 許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む。)、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設への立入りの制限その他保健上必要な措置を講じなければならぬ。

(記帳義務)

第二十五条 許可届出使用者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- 一 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項
- 二 放射線発生装置の使用に関する事項
- 三 放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する事項
- 四 その他放射線障害の防止に必要な事項

2 届出販売業者及び届出賃貸業者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、賃貸、保管又は廃棄に関する事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しな

る者に対し、健康診断を行わなければならない。

2 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、前項の健康診断の結果について記録の作成、保存その他の文部科学省令で定める措置を講じなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第二十四条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設への立入りの制限その他保健上必要な措置を講じなければならない。

(記帳義務)

第二十五条 使用者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- 一 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項
- 二 放射線発生装置の使用に関する事項
- 三 放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する事項
- 四 その他放射線障害の防止に必要な事項

2 販売業者及び賃貸業者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、賃貸、保管又は廃棄に関する事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない



なければならない。

3 許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管又は廃棄に関する事項及び第一項第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 前三項の帳簿は、文部科学省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(表示付認証機器等の使用等に係る特例)

第二十五条の二 第十五条から第十七条まで及び第二十条から第二十条までの規定は、表示付認証機器等の認証条件に従つた使用、保管及び運搬については、適用しない。

2 許可届出使用者等が表示付認証機器等の認証条件に従つた運搬を行う場合における第十八条の規定の適用については、同条第一項中「(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)(とあるのは」「(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により運搬する場合に限る。)(と、」文部科学省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令)で定める技術上の基準」とあるのは「国土交通省令で定める技術上の基準」と、「必要な措置」とあるのは「必要な措置(運搬する物についての措置を除く。)(と」と、同条第二項中「その運搬に関する措置」とあるのは「その運搬に関する措置(運搬する物についての措置を除く。)(と、」鉄道、

らない。

3 廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管又は廃棄に関する事項及び第一項第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 前三項の帳簿は、文部科学省令で定めるところにより、保存しなければならない。

- 軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあつては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は文部科学大臣）の確認（以下「運搬物確認」という。）とあるのは「国土交通大臣（国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）と、同条第四項中「文部科学大臣又は国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」とする。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第四項の規定は、許可届出使用者等以外の者が表示付認証機器等の認証条件に従つた運搬を行う場合について準用する。
- 4 許可届出使用者が行う表示付認証機器等の認証条件に従つた使用及び保管についての前条第一項の規定の適用については、同項中「次の事項」とあるのは「第一号及び第三号の事項」と、同項第一号中「使用、保管又は廃棄」とあるのは「廃棄」とする。
- 5 前条第一項及び第四項の規定は、表示付特定認証機器については

、適用しない。

(許可の取消し等)

第二十六条 文部科学大臣は、許可使用者又は許可廃棄業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の停止を命ずることができる。

一 第五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合

二 第八条第一項（第十条第三項及び第十一条第三項において準用する場合を含む。）の条件に違反した場合

三 第十条第二項又は第十一条第二項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けずに変更した場合

四 第十条第五項又は第六項の規定により届け出なければならぬ事項を届け出ずに変更した場合

五 第十二条の八第一項若しくは第二項又は第十二条の九第一項若しくは第二項の規定に違反した場合

六 第十三条第一項又は第三項の規定に違反した場合

七 第十四条第一項又は第三項の規定による命令に違反した場合

(許可の取消し等)

第二十六条 文部科学大臣は、許可使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項、第四条第一項若しくは第四条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸若しくは放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の停止を命ずることができる。

一 第五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合

二 第八条第一項（第十条第三項、第十一条第三項及び第十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の条件に違反した場合

三 第十条第二項、第十一条第二項又は第十一条の二第二項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けずに変更した場合

三の二 第十条第五項又は第六項の規定により届け出なければならぬ事項を届け出ずに変更した場合

三の三 第十二条の八第一項から第三項まで又は第十二条の九第一項から第三項までの規定に違反した場合

三の四 第十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反した場合

四 第十四条第一項、第三項又は第四項の規定による命令に違反し

- 八 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の技術上の基準に違反した場合
- 九 第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した場合
- 十 第十八条第二項又は第十九条の二第一項の規定に違反した場合
- 十一 第二十条、第二十三条、第二十四条又は第二十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反した場合
- 十二 第二十九条第一号若しくは第五号又は第三十条第一号若しくは第四号の規定に違反した場合
- 十三 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合
- 十四 第三十八条の規定による命令に違反した場合
  - 2 文部科学大臣は、届出使用者、届出販売業者又は届出賃貸業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一年以内の期間を定めて放射性同位元素の使用、販売又は賃貸の停止を命ずることができる。
    - 一 第三条の二第二項又は第四条第二項の規定により届け出なければならない事項を届け出ないで変更した場合
    - 二 第十三条第二項の規定に違反した場合
    - 三 第十四条第二項の規定による命令に違反した場合

- た場合
  - 五 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の技術上の基準に違反した場合
  - 五の二 第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した場合
  - 五の三 第十八条の二第二項又は第十九条の二の規定に違反した場合
  - 六 第二十条、第二十三条、第二十四条又は前条の規定に違反した場合
  - 七 第二十九条第一号、第三号、第四号若しくは第五号又は第三十条第一号若しくは第三号の規定に違反した場合
  - 八 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合
    - 九 第三十八条の規定による命令に違反した場合
      - 2 文部科学大臣は、届出使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一年以内の期間を定めて放射性同位元素の使用の停止を命ずることができる。
        - 一 第三条の二第二項の規定により届け出なければならない事項を届け出ないで変更した場合
        - 一の二 第十三条第二項の規定に違反した場合
        - 二 第十四条第二項の規定による命令に違反した場合

四 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の技術上の基準に違反した場合

五 第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した場合

六 第十六条第三項、第十八条第二項、第十九条第四項又は第十九条の二第一項の規定に違反した場合

七 第二十条、第二十三条、第二十四条又は第二十五条第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反した場合

八 第二十九条第二号から第四号まで又は第三十条第二号若しくは第三号の規定に違反した場合

九 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合

十 第三十八条の規定による命令に違反した場合

(合併等)

第二十六条の二 許可使用者である法人の合併の場合(許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が存続するときを除く。)(又は分割の場合(当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物又は当該許可に係る放射線発生装置並びに使用施設等を一体として承継させる場合に限る。))において、当該合併又は分割

三 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の技術上の基準に違反した場合

三の二 第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した場合

三の三 第十八条の二第二項又は第十九条の二の規定に違反した場合

四 第二十条、第二十三条、第二十四条又は前条第一項若しくは第四項の規定に違反した場合

五 第二十九条第二号又は第三十条第二号の規定に違反した場合

六 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合

七 第三十八条の規定による命令に違反した場合

について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物若しくは放射線発生装置並びに使用施設等を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。

2 許可廃棄業者である法人の合併の場合（許可廃棄業者である法人と許可廃棄業者でない法人とが合併する場合において、許可廃棄業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継した法人は、許可廃棄業者の地位を承継する。

3 第五条、第六条及び第八条の規定は第一項の認可に、第五条、第七条及び第八条の規定は前項の認可について準用する。この場合において、第五条中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、第一項の認可にあつては、「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物若しくは放射線発生装置並びに使用施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と、前項の認可にあつては、「合併後存続する法人若しくは合併



により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに廃棄物詰替施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

4 届出使用者である法人の合併の場合（届出使用者である法人と届出使用者でない法人とが合併する場合において、届出使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに貯蔵施設を一体として承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに貯蔵施設を一体として承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。

5 表示付認証機器届出使用者である法人の合併の場合（表示付認証機器届出使用者である法人と表示付認証機器届出使用者でない法人とが合併する場合において、表示付認証機器届出使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての表示付認証機器を承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該表示付認証機器を承継した法人は、表示付認証機器届出使用者の地位を承継することができる。

6 届出販売業者である法人の合併の場合（届出販売業者である法人と届出販売業者でない法人とが合併する場合において、届出販売業

者である法人が存続するときを除く。( )又は分割の場合(当該届出に係るすべての放射性同位元素を承継させる場合に限り。( )において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出販売業者の地位を承継することができる。

7 届出賃貸業者である法人の合併の場合(届出賃貸業者である法人と届出賃貸業者でない法人とが合併する場合において、届出賃貸業者である法人が存続するときを除く。( )又は分割の場合(当該届出に係るすべての放射性同位元素を承継させる場合に限り。( )において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出賃貸業者の地位を承継することができる。

8 第四項から前項までの規定により届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者又は届出賃貸業者の地位を承継した法人は、承継の日から三十日以内に、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(許可廃棄業者の相続)

第二十六条の三 許可廃棄業者(廃棄物埋設のみを行う者に限り。以下この条において同じ。( )について相続があつたときは、相続人は、許可廃棄業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可廃棄業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、文部科学省令で定めるところにより、その

旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

( 廃棄物埋設地の譲受け等 )

第二十六条の四 許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う者に限る。）からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条、第七条及び第八条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第一項の許可を受けて許可廃棄業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けた者は、当該廃棄物埋設地に係る許可廃棄業者の地位を承継する。

( 使用の廃止等の届出 )

第二十七条 第二十六条第一項に規定する場合を除き、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。以下この条において同じ。）がその許可又は届出に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者がその業を廃止したときは、その許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

( 使用の廃止等の届出 )

第二十七条 前条第一項に規定する場合を除き、使用者が放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者がその業を廃止したときは、その使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可は、その効力を失う。

3 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が解散した場合において、第二十六條の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六條の三第一項の規定による承継がなかつたときは、その相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は清算人、破算管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)

第二十八條 第二十六條第一項の規定により許可を取り消された許可使用者若しくは許可廃棄業者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者は、文部科学省令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する者は、文部科学省令で定めるところにより、許可を取り消された日若しくは放射性同位元素の使用を廃止し、若しく

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項、第四条第一項又は第四条の二第一項の許可は、その効力を失う。

3 使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が死亡し、又は法人である使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破算管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)

第二十八條 第二十六條第一項の規定により許可を取り消された許可使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者は、文部科学省令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する者は、文部科学省令で定めるところにより、許可を取り消された日若しくは放射性同位元素の使用を廃止し、若しく

は販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日又は許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、若しくは法人である許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が解散した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でない  
と認めるときは、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止する  
ために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(譲渡し、譲受け等の制限)

第二十九条 放射性同位元素(表示付認証機器等に装備されているものを除く。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、譲り渡し、譲り受け、貸し付け、又は借り受けてはならない。

一 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、他の許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

二 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素を、他の許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

は販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日又は使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が死亡し、若しくは法人である使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が解散した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でない  
と認めるときは、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止する  
ために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(譲渡し、譲受け等の制限)

第二十九条 放射性同位元素は、次の各号の一に該当する場合は、譲り渡し、譲り受け、貸し付け、又は借り受けてはならない。

一 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、他の使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

二 届出使用者がその届け出た表示付放射性同位元素装備機器に装備されている若しくは装備されていた放射性同位元素を、他の使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、若しくはその届け出た表示付放射性同位元素装備機器

- 三 届出販売業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、許可届出使用者、他の届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受ける場合
- 四 届出貨貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、他の届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受ける場合
- 五 許可廃棄業者が許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは他の許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合
- 六 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者又は許可廃棄業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合

七 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が

器に装備される放射性同位元素を譲り受け、若しくは借り受ける場合又はその届け出た種類の放射性同位元素を、他の使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、若しくはその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

- 三 販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、輸出し、使用者、他の販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合
- 四 賃貸業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、輸出し、使用者、販売業者、他の賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合
- 五 廃棄業者が使用者、販売業者、賃貸業者若しくは他の廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合
- 六 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に譲り渡す場合

七 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が



放射性同位元素の使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合

八 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が解散した日にその許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合

(所持の制限)

第三十条 放射性同位元素は、法令に基づく場合又は次の各号のいずれかに該当する場合のほか、所持してはならない。

一 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

二 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

放射性同位元素の使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に譲り渡す場合

八 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が死亡し、又は法人である使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が解散した日にその使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に譲り渡す場合

(所持の制限)

第三十条 放射性同位元素は、法令に基づく場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、所持してはならない。

一 許可使用者、販売業者又は賃貸業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

二 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合又はその届け出た表示付放射性同位元素装備機器に装備されている放射性同位元素を所持する場合（当該表示付放射性同位元素装備機器に係る第十

- 三 届出版売業者又は届出貨貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持する場合及び第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第四項の措置を講ずるために所持する場合
- 四 許可廃棄業者がその許可証に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合
- 五 表示付認証機器等について認証条件に従った使用、保管又は運搬をする場合
- 六 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者又は許可廃棄業者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合
- 七 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は廃棄の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合
- 八 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者若しくは許可廃棄業者が解散した日に許可届出使用者又は許可廃棄業者が所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合

- 二条の四第三項の表示の有効期間の経過時に所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合を含む。）
- 三 廃棄業者がその許可証に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合
- 四 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合
- 五 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合
- 六 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が死亡し、又は法人である使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が解散した日に使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持

九| 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

十| 前各号に掲げる者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合

(海洋投棄の制限)

第三十条の二 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 許可届出使用者又は許可廃棄業者が第十九条の二第一項の規定による確認を受けた場合

二 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

2 前項の「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

する場合

七| 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

八| 前各号に掲げる者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合

(海洋投棄の制限)

第三十条の二 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が第十九条の二の規定による確認を受けた場合

二 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

2 前項の「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

(取扱いの制限)

第三十一条 何人も、次の各号のいずれかに該当する者に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いをさせない。

一 十八歳未満の者

二 心身の障害により放射線障害の防止のために必要な措置を適切に講ずることができない者として文部科学省令で定めるもの

2 何人も、前項各号のいずれかに該当する者に放射線発生装置を使用させてはならない。

3 前二項の規定は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）により免許を受けた准看護師その他の文部科学省令で定める者については、適用しない。

(事故届)

第三十二条 許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。次条において同じ。）は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第三十三条 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害の

(取扱いの制限)

第三十一条 何人も、次の各号のいずれかに該当する者に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いをさせない。

一 十八歳未満の者

二 心身の障害により放射線障害の防止のために必要な措置を適切に講ずることができない者として文部科学省令で定めるもの

2 何人も、前項各号のいずれかに該当する者に放射線発生装置を使用させてはならない。

3 前二項の規定は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）により免許を受けた准看護師その他の文部科学省令で定める者については、適用しない。

(事故届)

第三十二条 使用者等は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第三十三条 使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害のおそれが

おそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、文部科学省令（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学省令又は国土交通省令。第三項において同じ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 許可届出使用者等は、第一項の事態が生じた場合においては、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文部科学大臣（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学大臣又は国土交通大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

#### 第四章 放射線取扱主任者

（放射線取扱主任者）

ある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、文部科学省令（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学省令又は国土交通省令。第三項において同じ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 使用者等は、第一項の事態が生じた場合においては、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文部科学大臣（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学大臣又は国土交通大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

#### 第四章 放射線取扱主任者

（放射線取扱主任者）



第三十四条 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者のうちから、放射線取扱主任者を選任しなければならない。この場合において、放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造所において使用をするときは薬剤師を、それぞれ放射線取扱主任者として選任することができる。

一 特定許可使用者、密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者又は許可廃棄業者 次条第一項の第一種放射線取扱主任者免状（次号及び第三号において「第一種放射線取扱主任者免状」という。）を有する者

二 前号に規定する許可使用者以外の許可使用者 第一種放射線取扱主任者免状又は次条第一項の第二種放射線取扱主任者免状（次号において「第二種放射線取扱主任者免状」という。）を有する者

三 届出使用者、届出版売業者又は届出賃貸業者 第一種放射線取扱主任者免状、第二種放射線取扱主任者免状又は次条第一項の第二種放射線取扱主任者免状を有する者

2 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線取扱主任者を選任したときは、文部科学省令で定めるところにより、選任した日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣

第三十四条 使用者（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する者を除く。以下この章において同じ。）は、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、文部科学省令で定める区分により、次条第一項の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者を選任しなければならない。この場合において、放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造所において使用するときには薬剤師を、それぞれ放射線取扱主任者として選任することができる。

2 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線取扱主任者を選任したときは、文部科学省令で定めるところにより、選任した日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない



に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(放射線取扱主任者免状)

第三十五条 放射線取扱主任者免状は、第一種放射線取扱主任者免状、第二種放射線取扱主任者免状及び第三種放射線取扱主任者免状とする。

2 第一種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録試験機関」という。）の行う第一種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録資格講習機関」という。）の行う第一種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

3 第二種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は登録試験機関の行う第二種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣又は登録資格講習機関の行う第二種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

4 第三種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は登録資格講習機関の行う第三種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

5 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その命ぜられた日から起算して一年を経過しない者

ない。これを解任したときも、同様とする。

(放射線取扱主任者免状)

第三十五条 放射線取扱主任者免状は、第一種放射線取扱主任者免状及び第二種放射線取扱主任者免状とする。

2 第一種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣の行う放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣の行う講習を修了した者に対し交付する。

3 第二種放射線取扱主任者免状は、政令で定める区分に応じ、文部科学大臣の行う放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣の行う講習を修了した者又は文部科学大臣の行う講習のみを修了した者に対し交付する。

4 文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その命ぜられた日から起算して一年を経過しない者

<p>二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>6 文部科学大臣は、放射線取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その放射線取扱主任者免状の返納を命ずることができる。</p>	<p>二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>5 文部科学大臣は、放射線取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その放射線取扱主任者免状の返納を命ずることができる。</p>
<p>7 第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験（以下「試験」と総称する。）は、放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱いに必要な専門的知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、別表第一の上欄に掲げる試験の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目について行つ。</p>	
<p>8 第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第二種放射線取扱主任者講習（以下「資格講習」と総称する。）は、別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目について行つ。</p>	
<p>9 前二項に定めるもののほか、試験の受験手続その他の実施細目、資格講習の受講手続その他の実施細目、放射線取扱主任者免状の交付、再交付及び返納に関する手続その他放射線取扱主任者免状に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。</p>	<p>6 第二項及び第三項の放射線取扱主任者試験の課目、受験手続その他放射線取扱主任者試験の実施細目、第二項及び第三項の講習の課目、受講手続その他の講習の実施細目並びに放射線取扱主任者免状の交付、再交付及び返納に関する手続は、文部科学省令で定める。</p>
<p>（放射線取扱主任者の義務等）</p> <p>第三十六条 放射線取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならぬ。</p>	<p>（放射線取扱主任者の義務等）</p> <p>第三十六条 放射線取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならぬ。</p>

2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(定期講習)

第三十六条の二 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者のうち文部科学省令で定めるものは、放射線取扱主任者に、文部科学省令で定める期間ごとに、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録定期講習機関」という。）が行う放射線取扱主任者の資質の向上を図るための講習（以下「定期講習」という。）を受けさせなければならない。

2 定期講習は、別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目について行う。

3 前項に定めるもののほか、定期講習の受講手続その他の実施細目は、文部科学省令で定める。

(研修の指示)

第三十六条の三 文部科学大臣は、放射線障害の防止のために必要があると認めるときは、許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業

2 使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(研修の指示)

第三十六条の二 文部科学大臣は、放射線障害の防止のために必要があると認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に

者又は許可廃棄業者に対し、期間を定めて、放射線取扱主任者に文部科学大臣の行う研修を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の指示を受けた許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、当該指示に係る期間内に、その選任した放射線取扱主任者に研修を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、研修の課目その他研修について必要な事項は、文部科学省令で定める。

(放射線取扱主任者の代理者)

第三十七条 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行うことができない期間中放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用をし、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄しようとするときは、その職務を代行させるため、文部科学省令で定めるところにより、放射線取扱主任者の代理者を選任しなければならない。

2 第三十四条第一項の規定は、放射線取扱主任者の代理者の資格に準用する。

3 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線取扱主任者の代理者を選任したときは、文部科学省令で定める場合を除き、選任した日から三十日以内に、その旨を文部科

対し、期間を定めて、放射線取扱主任者に文部科学大臣の行う研修を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の指示を受けた使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、当該指示に係る期間内に、その選任した放射線取扱主任者に研修を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、研修の課目その他研修について必要な事項は、文部科学省令で定める。

(放射線取扱主任者の代理者)

第三十七条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行うことができない期間中放射性同位元素若しくは放射線発生装置を使用し、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えをし、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄しようとするときは、その職務を代行させるため、文部科学省令で定めるところにより、放射線取扱主任者の代理者を選任しなければならない。

2 第三十四条第一項の規定は、放射線取扱主任者の代理者の資格に準用する。

3 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線取扱主任者の代理者を選任したときは、文部科学省令で定める場合を除き、選任した日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければ

学大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 放射線取扱主任者の代理者は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。

(解任命令)

第三十八条 文部科学大臣は、放射線取扱主任者又はその代理者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に対し、放射線取扱主任者又はその代理者の解任を命ずることができる。

第五章 登録認証機関等

(登録認証機関の登録)

第三十九条 第十二条の二第一項の登録は、設計認証等に関する業務(以下「設計認証業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

ばならない。これを解任したときも、同様とする。

4 放射線取扱主任者の代理者は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。

(解任命令)

第三十八条 文部科学大臣は、放射線取扱主任者又はその代理者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、放射線取扱主任者又はその代理者の解任を命ずることができる。

第五章 指定機構確認機関等

(指定機構確認機関の指定等)

第三十九条 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定機構確認機関」という。)に、第十二条の四第一項及び第十二条の六に規定する機構確認(第十二条の四第二項の規定により放射性同位元素装備機器に機構確認がされた旨の表示を付することを含む。以下同じ。)を行わせることができる。

2 指定機構確認機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、機構確認を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第四十条 文部科学大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次条において「登録申請者」という。)(が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第四十一条の十二の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第四十一条 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

- 一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。
- イ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者
- ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素

3 次の各号の一に該当する者は、指定機構確認機関の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第四十一条の六の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人で、その業務を行う役員のうち第一号に該当する者があるもの

4 文部科学大臣は、第二項の申請が文部科学省令で定める技術的能力その他の事項に関する基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。



によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

二 イから八までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者）（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。

イ 設計認証員の業務に五年以上従事した経験を有する者

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、別表第四に掲げる者（以下「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、利害関係者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号

（第二百十一条ノ二第一項の親会社をいづ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 第十二条の二第一項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が行う設計認証業務の内容

四 登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の二 第十二条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。

2 前一条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

<p>(設計認証等のための審査の義務等)</p> <p>第四十一条の三 登録認証機関は、設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行わなければならない。</p>	<p>(機構確認の義務等)</p> <p>第四十条 指定機構確認機関は、機構確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、機構確認を行わなければならない。</p>
<p>2 登録認証機関は、公正に、かつ、第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法により設計認証等のための審査を行わなければならない。</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第四十一条の四 登録認証機関は、第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、文部科学大臣に届け出なければならない。</p>	<p>2 指定機構確認機関は、機構確認を行うときは、文部科学省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。</p>
<p>(設計認証業務規程)</p> <p>第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程(以下「設計認証業務規程」という。)を定め、設計認証業務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(業務規定)</p> <p>第四十一条 指定機構確認機関は、機構確認の業務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の文部科学省令で定める事項を定めておかなければならない。</p>	<p>2 業務規定で定めるべき事項は、文部科学省令で定める。</p>

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の六 登録認証機関は、文部科学大臣の許可を受けなければ、設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録）電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。（を）を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした業務規定が機構確認の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定機構確認機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の二 指定機構確認機関は、文部科学大臣の許可を受けなければ、機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画の認可等)

第四十一条の三 指定機構確認機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。

<p>一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>二 前号の書面の謄本又は抄本の請求</p> <p>三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて文部科学省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p>	
<p>(設計認証員等)</p> <p>第四十一条の八 登録認証機関は、設計認証員又は主任設計認証員(以下「設計認証員等」という。)を選任したときは、その日から十五日以内に、文部科学大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>(機構確認員の選任及び解任)</p> <p>第四十一条の四 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者(次項において「機構確認員」という。)の選任は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>
<p>2 文部科学大臣は、設計認証員等が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは設計認証業務規程に違反する行為をしたとき、又は設計認証業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録認証機関に対し、当該設計認証員等の解任を命ずることができる。</p>	<p>2 文部科学大臣は、機構確認員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他の職務を行うのに適当でないことを認めるときは、指定機構確認機関に対し、当該機構確認員の解任を命ずることができる。</p>
<p>3 前項の規定による命令により設計認証員等の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、設計認証員等となることができない。</p>	

(秘密保持義務等)

第四十一条の九 登録認証機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)(若しくはその職員)設計認証員を含む。同項において同じ。)(又はこれらの者であつた者は、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 設計認証業務に従事する登録認証機関又はその職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十一条の十 文部科学大臣は、登録認証機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十一 文部科学大臣は、登録認証機関が第四十一条第三の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定に従つて設計認証業務を行うべきこと又は設計認証等のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定機構確認機関の役員及び職員の地位)

第四十一条の五 指定機構確認機関の役員又は職員で機構確認の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。



(登録の取消し等)

第四十一条の十二 文部科学大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて設計認証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第四十一条の五第一項の規定により認可を受けた設計認証業務規程によらないで設計認証等のための審査を行ったとき。

四 第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十三 登録認証機関は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、設計認証業務に関し文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(文部科学大臣による設計認証業務の実施)

(指定の取消し等)

第四十一条の六 文部科学大臣は、指定機構確認機関が第三十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣は、指定機構確認機関が次の各号の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条第四項の基準に適合しなくなったと認められるとき。

二 第四十条、第四十一条の二又は第四十一条の三の規定に違反したとき。

三 第四十一条第一項の認可を受けた業務規定によらないで機構確認を行ったとき。

四 第四十一条第三項又は第四十一条の四第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十一条の二十第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の備付け等)

第四十一条の七 指定機構確認機関は、文部科学省令で定めるところにより、機構確認の業務に関する事項で文部科学省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(文部科学大臣による機構確認)



(準用)

第四十一条の十六 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十二条の八第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「検査員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「施設検査等」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任検査員」と、「設計認証業務」とあるのは「検査業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録検査機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「検査業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「検査員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第五」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録検査機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録定期確認機関の登録)

第四十一条の十七 第十二条の十の登録は、定期確認に関する業務(以下「定期確認業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第四十一条の十八 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第

設検査及び定期検査を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から前条までの規定は、指定検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定検査機関」と、「機構確認」とあるのは「施設検査及び定期検査」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

十二条の十の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「定期確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「定期確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任定期確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「定期確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録定期確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「定期確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「定期確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第五」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録定期確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録運搬方法確認機関の登録)

第四十一条の十九 第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録は、運搬方法確認に関する業務（以下「運搬方法確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(指定運搬物確認機関の指定等)

第四十一条の十 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定運搬物確認機関」という。）に、承認容器による運搬物に係る第十八条の二第二項の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限る。次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「承認容器による運搬物に係る確認」という。）を行わせることができる。

(準用)

第四十一条の二十 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「国土交通大臣」と、「文部科学省令」とあるのは「国土交通省令」と、「設計認証員」とあるのは「運搬方法確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬方法確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬方法確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬方法確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬方法確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬方法確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬方法確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第六」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬方法確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「国土交通省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録運搬物確認機関の登録)

第四十一条の二十一 第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登

2 指定運搬物確認機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行うおとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一条の八までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬物確認機関」と、「機構確認」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬物確認員」と読み替えるものとする。

(指定運搬方法確認機関の指定等)

第四十一条の十一 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところに

録は、運搬物確認に関する業務（以下「運搬物確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第四十一条の二十二 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「運搬物確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬物確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬物確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬物確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬物確認員等」と、第四十一条第一項第三号中「別表第四」とあるのは「別表第六」と、同条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬物確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替え

より、その指定する者（以下「指定運搬方法確認機関」という。）に、第十八条の二第二項の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて国土交通省令で定めるもの（次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「運搬方法確認」という。）を行わせることができる。

2 指定運搬方法確認機関の指定は、国土交通省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一条の八までの規定は、指定運搬方法確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬方法確認機関」と、「文部科学大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「文部科学省令」とあるのは「国土交通省令」と、「機構確認」とあるのは「運搬方法確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬方法確認員」と読み替えるものとする。



は、政令で定める。

(登録埋設確認機関の登録)

第四十一条の二十三 第十九条の二第二項の登録は、埋設確認に関する業務(以下「埋設確認業務」といふ。)を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第四十一条の二十四 第四十条から第四十一条の十四までの規定は、第十九条の二第二項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「埋設確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「埋設確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任埋設確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、「登録埋設確認機関」とあるのは「登録埋設確認業務」と、「埋設確認業務」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、「埋設確認業務」と、「登録埋設確認業務」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、「埋設確認業務」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、「埋設確認業務」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、「埋設確認業務」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、第四十条第一項第二号中「別表第四」とあるのは「別表第七」と、同条第二項中「登録埋設確認機関登録簿」とあるのは「登録埋設確認機関登録簿」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録試験機関の登録)

第四十一条の二十五 第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録は、試験の実施に関する業務(以下「試験業務」という。)(を行おうとする者(次条において「登録申請者」という。)(の申請により行う。

(登録の要件等)

第四十一条の二十六 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

一 別表第一の上欄に掲げる試験の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる課目について、試験を行うこと。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が問題の作成及び受験者が放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を行い、その人数が二十名以上であること。

イ 学校教育法による大学において放射線に関する学科目を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の

(指定試験機関の指定等)

第四十一条の十二 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)(に、第三十五条第二項及び第三項の規定による放射線取扱主任者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)(を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 文部科学大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 文部科学大臣は、第二項の申請が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に

正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体又は特別の法律によつて設立された法人の研究機関において放射線に関する研究に従事したもの

八 イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

(信頼性の確保)

第四十一条の二十七 登録試験機関は、試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他の文部科学省令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。

2 登録試験機関は、第三十五条第九項の試験実施細目に従い、公正に試験を実施しなければならない。

実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行されることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第四十一条の十八において準用する第四十一条の六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

第四十一条の十三 指定試験機関の役員の選任及び解任は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部科学大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第四十一条の十五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(放射線取扱主任者試験委員)

第四十一条の十四 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、

放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、放射線取扱主任者試験委員（次項から第四項まで及び第四十一条の十六において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 文部科学大臣は、試験委員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該試験委員の解任を命ずることができる。

（試験事務規程）

第四十一条の十五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（次項及び第三項並びに第四十一条の十八において「試験事務規程」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、文部科学省令で定める。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機

関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第四十一条の十六 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。)(又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督命令)

第四十一条の十七 文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(準用)

第四十一条の十八 第四十一条の二、第四十一条の三及び第四十一条の五から第四十一条の八までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは、「指定試験機関」と、「機構確認の業務」とあるのは、「試験事務」と、「業務規定」とあるのは、「試験事務規程」と、「機構確認を」とあるのは、「試験事務を」と、第四十一条の六第一項中「第三十九条第三項第一号又は第三号」とあるのは、「第四十一条の十一第二項各号(第四号を除く。)(の一)」と、同条第二項第一号中「第三十九条第四項の基準」とあるのは、「第四十一条の十二第三項各号」と、同項第一号中「第四十条、第四十一条の二又は第四十一条

(準用)

第四十一条の二十八 第四十条、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第四十一条の四から第四十一条の十四までの規定は、第三十五条第二項の登録試験機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは、「試験業務」と、「登録認証機関」とあるのは、「登録試験機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは、「試験業務規程」と、「設計認証等のための審査」とあるのは、「試験」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは、「登録試験機関登録簿」と、第四十一条の八の見出し並びに同条第二項及び第三項中「設計認証員等」とあり、同条第一項中「設計認証員又は主任設計認証員(以下「設計認証員等





の場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

一 別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類のうち、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる課目について、資格講習を行うこと。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が資格講習を行うこと。

イ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 債務超過の状態にないこと。

(資格講習の実施に係る義務)

第四十一条の三十一 登録資格講習機関は、第三十五条第九項の資格講習の実施細目に従い、公正に資格講習を実施しなければならない。

(準用)

第四十一条の三十二 第四十条、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第四十一条の四から第四十一条の十四までの規定は、第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録について準用する。この場

3

第三十九条第三項及び第四項、第四十一条から第四十一条の三まで並びに第四十一条の五から第四十一条の八までの規定は、指定講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指

合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは「資格講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録資格講習機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「資格講習業務規程」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「資格講習」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録資格講習機関登録簿」と、第四十一条の八の見出し並びに同条第二項及び第三項中「設計認証員等」とあり、同条第一項中「設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）」とあり、並びに第四十一条の九第一項中「設計認証員」とあるのは「講師」と、第四十一条の十中「第四十一条第一項各号のいずれか」とあるのは「第四十一条の三十各号のいずれか」と、第四十一条の十一中「第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の三十一」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録定期講習機関の登録）

第四十一条の三十三 第三十六条の二第一項の登録は、定期講習の実施に関する業務（以下「定期講習業務」という。）を行おうとする者（次条において「登録申請者」という。）の申請により行う。

（登録の要件等）

第四十一条の三十四 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定

定機構確認機関」とあるのは「指定講習機関」と、「機構確認」とあるのは「講習及び研修」と、第四十一条の六第二項第一号中「第四十条、第四十一条の二又は第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の十九において準用する第四十一条の二又は第四十一条の三」と、同項第四号中「第四十一条第三項又は第四十一条の四第二項」とあるのは「第四十一条の十九において準用する第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

める。

一 別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類のうち、  
同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる課目について、定  
期講習を行うこと。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が  
定期講習を行うこと。

イ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後二年以  
上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された  
物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有する  
もの

ロ 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 債務超過の状態にないこと。

(定期講習の実施に係る義務)

第四十一条の三十五 登録定期講習機関は、第三十六条の二第三項の  
実施細目に従い、公正に定期講習を実施しなければならない。

(定期講習業務規程)

第四十一条の三十六 登録定期講習機関は、定期講習業務に関する規  
程(次項において「定期講習業務規程」という。)を定め、定期講  
習業務の開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。これ  
を変更しようとするときも、同様とする。

2 定期講習業務規程には、定期講習業務の実施方法、定期講習に関

する料金その他文部科学省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第四十一条の三十七 登録定期講習機関は、定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

(準用)

第四十一条の三十八 第四十条、第四十一条第二項、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の七、第四十一条の十から第四十一条の十三まで並びに第四十一条の十四第二項及び第三項の規定は、第三十六条の二第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中、「設計認証業務」とあるのは、「定期講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは、「登録定期講習機関」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは、「登録定期講習機関登録簿」と、第四十一条の十中「第四十一条第一項各号のいずれか」とあるのは、「第四十一条の三十四各号のいずれか」と、第四十一条の十一中「第四十一条の三」とあるのは、「第四十一条の三十五」と、第四十一条の十四第二項中「第四十一条の六」とあるのは、「第四十一条の三十七」と、「許可をしたとき」とあるのは、「届出があったとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読

替えは、政令で定める。

## 第六章 雑則

### (報告徴収)

第四十二条 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、文部科学省令、国土交通省令又は内閣府令で定めるところにより、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

2 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、文部科学省令又は国土交通省令で定めるところにより、文部科

### (指定の条件等)

第四十一条の二十 この章の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

## 第六章 雑則

### (報告徴収)

第四十二条 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、文部科学省令、国土交通省令又は内閣府令で定めるところにより、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

2 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、文部科学省令又は国土交通省令で定めるところにより、指定機

学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関に対し、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関に対し、報告をさせることができる。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による報告の徴収のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

(放射線検査官)

第四十三条 文部科学省に、放射線検査官を置く。

2 放射線検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

(立入検査)

第四十三条の二 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（文部科学大臣にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度に

構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（文部科学大臣にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、国土交通大臣にあつては指定運搬方法確認機関）に対し、報告をさせることができる。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による報告の徴収のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

(放射線検査官)

第四十三条 文部科学省に、放射線検査官を置く。

2 放射線検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

(立入検査)

第四十三条の二 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（文部科学大臣にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によ



において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

つて汚染された物を収去させることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（文部科学大臣にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、国土交通大臣にあつては指定運搬方法確認機関）の事務所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(聴聞の特例)

第四十四条 文部科学大臣は、第二十六条の規定による使用、販売、賃貸又は廃棄の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十二条の七第一項、第二十六条、第三十五条第六項又は第四十一条の十二（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(不服申立て等)

第四十五条 この法律（第三十五条第二項から第五項までを除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定による登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関又は登録資格講習機関の処分に関する者は文部科学大臣に対し、この法律の規定による登録運搬方法確認機関の処分に関する者は国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(聴聞の特例)

第四十四条 文部科学大臣は、第二十六条の規定による使用、販売、賃貸又は廃棄の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十二条の七、第二十六条、第三十五条第五項又は第四十一条の六第二項（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(不服申立て等)

第四十五条 この法律（第三十五条第二項から第四項までを除く。次項において同じ。）の規定による指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関又は指定試験機関の処分に関する者は、文部科学大臣（指定運搬方法確認機関の処分に係るものにあつては、国土交通大臣）に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 この法律の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定（前項の規定により審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求に対する判決）を経た後でなければ、提起することができない。

3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

（公示）

第四十五条の二 文部科学大臣又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条の二第一項の設計認証又は同条第二項の特定設計認証をしたとき。

二 第十二条の二第一項、第十二条の八第一項、第十二条の十、第十八条第二項、第十九条の二第二項、第三十五条第二項又は第三十六条の二第一項の規定による登録をしたとき。

三 第十二条の七第一項の規定による設計認証等の取消しをしたとき。

四 第四十一条の四（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四

十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四

2 この法律の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定（前項の規定により審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求に対する判決）を経た後でなければ、提起することができない。

3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

（公示）

第四十五条の二 文部科学大臣又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条の二第一項の規定による承認をしたとき。

二 第十二条の七の規定による承認の取消しをしたとき。

三 第三十九条第一項、第四十一条の九第一項、第四十一条の第十項、第四十一条の十一第一項、第四十一条の十二第一項又は第四十一条の十九第一項の規定による指定をしたとき。

十一條の二十八、第四十一條の三十二及び第四十一條の三十八において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

五 第四十一條の六（第四十一條の十六、第四十一條の十八、第四十一條の二十、第四十一條の二十二、第四十一條の二十四、第四十一條の二十八及び第四十一條の三十二において準用する場合を含む。）の規定による許可をしたとき。

六 第四十一條の十二（第四十一條の十六、第四十一條の十八、第四十一條の二十、第四十一條の二十二、第四十一條の二十四、第四十一條の二十八、第四十一條の三十二及び第四十一條の三十八において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

七 第四十一條の十四第二項（第四十一條の十六、第四十一條の十八、第四十一條の二十、第四十一條の二十二、第四十一條の二十四、第四十一條の二十八、第四十一條の三十二及び第四十一條の三十八において準用する場合を含む。）の規定により文部科学大臣が設計認証業務、検査業務、定期確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、試験業務、資格講習業務若しくは定期講習業務の、国土交通大臣が運搬方法確認業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は文部科学大臣若しくは国土交通大臣が自ら行つていたこれらの業務を行わないこととしたとき。

八 第四十一條の三十七の規定による届出があつたとき。

四 第四十一條の二（第四十一條の九第三項、第四十一條の第十三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可をしたとき。

五 第四十一條の六（第四十一條の九第三項、第四十一條の第十三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第四十一條の八第二項（第四十一條の九第三項、第四十一條の第十三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。）の規定により、文部科学大臣若しくは国土交通大臣が機構確認、施設検査及び定期検査、承認容器による運搬物に係る確認若しくは運搬方法確認の業務、試験事務若しくは講習及び研修の業務（文部科学大臣にあつては運搬方法確認の業務以外の業務、国土交通大臣にあつては運搬方法確認の業務）の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又はこれらの規定により文部科学大臣若しくは国土交通大臣が自ら行つていたこれらの業務を行わないこととしたとき。

(経過措置)

第四十五条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(経過措置)

第四十五条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(協議)

第四十六条 文部科学大臣は、第三条第一項、第四条第一項、第四条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項の許可をし、第十二条の二第一項の承認をし、第十二条の七の承認の取消しをし、第十四条の規定により命令を発し、又は第二十六条の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 前項の協議を受けた関係行政機関の長は、当該協議を受けた事項に関し特に調査する必要があると認めるときは、使用者（第三条第一項の許可の申請者を含む。）、販売業者（第四条第一項の規定による販売の業の許可の申請者を含む。）、賃貸業者（第四条第一項の規定による賃貸の業の許可の申請者を含む。）、若しくは廃棄業者（第四条の二第一項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

(協議)

第四十六条 文部科学大臣は、第六条第一号から第三号まで、第七条第一号から第三号まで、第十三条第二項、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条及び第二十四条の文部科学省令を制定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(連絡)

第四十七条 文部科学大臣は、第三条第一項本文、第四条の二第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可をし、第十二条の二第一項の設計認証若しくは同条第二項の特定設計認証をし、第十二条の七第一項の規定により設計認証等を取り消し、第十四条の規定により命令を発し、第二十六条の規定により処分をし、又は第三条の二第一項本文若しくは第二項若しくは第四条第一項本文若しくは第二項の規定により届出を受理したときは、その旨を関係行政機関の長に連絡しなければならない。

2 文部科学大臣は、第三条第一項本文、第四条の二第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可をし、第二十六条の規定により処分をし、又は第三条の二第一項本文、第二項若しくは第三項、第三条の三、第四条第一項本文、第二項若しくは第三項、第十条第一項、第十一条第一項若しくは第二十七条第一項若しくは第三項の

き。

3 第四十三条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による入検査に準用する。

4 文部科学大臣は、第六条第一号から第三号まで、第七条第一号から第三号まで、第七条の二第一号から第三号まで、第十三条第二項、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条及び第二十四条の文部科学省令を制定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(連絡)

第四十七条 文部科学大臣は、第三条の二第一項又は第二項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係行政機関の長に連絡しなければならない。

2 文部科学大臣は、第三条第一項、第四条第一項、第四条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項の許可をし、第二十六条の規定により処分をし、又は第三条の二、第十条第一項、第十一条第一項、第十一条の二第一項若しくは第二十七条第一項若しくは第三項の規定により届出を受理したときは、遅



規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会、海上保安庁長官又は消防庁長官に連絡しなければならない。

ただし、第三条の三の届出又は第二十七条第一項若しくは第二項の届出であつて文部科学省令で定めるものを受理したときは、この限りでない。

(労働安全衛生法との関係等)

第四十八条 この法律の規定は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及びこれに基く命令によつて、労働基準監督官が労働者に対する放射線障害の防止についてその権限を行使することを妨げるものと解してはならない。

2 厚生労働大臣は、労働者に対する放射線障害を防止するために特に必要があると認める場合においては、文部科学大臣に勧告することができる。

(手数料の納付)

第四十九条 第三条第一項本文、第四条の二第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可、設計認証等（登録認証機関の行うものを除く。）、施設検査等（登録検査機関の行うものを除く。）、定期確認（登録定期確認機関の行うものを除く。）、運搬方法確認（登録運搬方法確認機関の行うものを除く。）、運搬物確認（登録運搬物確認機関の行うものを除く。）、第十八条第三項の承認、埋設確認（登録埋設確認機関の行うものを除く。）、試験（登録試験

滞なく、その旨を国家公安委員会、海上保安庁長官又は消防庁長官に連絡しなければならない。

(労働安全衛生法との関係等)

第四十八条 この法律の規定は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及びこれに基く命令によつて、労働基準監督官が労働者に対する放射線障害の防止についてその権限を行使することを妨げるものと解してはならない。

2 厚生労働大臣は、労働者に対する放射線障害を防止するために特に必要があると認める場合においては、文部科学大臣に勧告することができる。

(手数料の納付)

第四十九条 第三条第一項、第四条第一項、第四条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項の許可、第十二条の二第一項の承認、機構確認（指定機構確認機関の行うものを除く。）、施設検査（指定検査機関の行うものを除く。）、定期検査（指定検査機関の行うものを除く。）、第十八条の二第二項の確認（指定運搬物確認機関の行う承認容器による運搬物に係る確認及び指定運搬方法確認機関の行う運搬方法確認を除く。）、同条第



機関の行うものを除く。）、資格講習（登録資格講習機関の行うものを除く。）、放射線取扱主任者免状の交付若しくは再交付、定期講習（登録定期講習機関の行うものを除く。）又は研修を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならぬ。

2 前項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

（国に対する適用）

第五十条 この法律の規定は、前条及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」とする。

## 第七章 罰則

第五十一条 放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不当な方法で、放射線を発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

三項の承認、放射線取扱主任者試験、講習（指定講習機関の行うものを除く。）、放射線取扱主任者免状の交付若しくは再交付又は研修（指定講習機関の行うものを除く。）を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関の行う放射線取扱主任者試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

（国に対する適用）

第五十条 この法律の規定は、前条及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」とする。

## 第七章 罰則

第五十一条 放射性同位元素を装備している機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不当な方法で、放射線を発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

3 第一項の罪の未遂は、罰する。

4 前三項の規定に当たる行為が刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十一条の二 前条第一項から第三項までの罪は、刑法第四条の二の例に從つ。

第五十二条 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項本文の許可を受けないで同項本文に規定する放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をした者

二 第四条の二第一項の許可を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を業として廃棄した者

三 第二十六条第一項の規定による使用又は廃棄の停止の命令に違反した者

四 第二十六条の四第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての廃棄物詰替施設等を譲り受けた者

2 前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

3 第一項の罪の未遂は、罰する。

4 前三項の規定に当たる行為が刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十一条の二 前条第一項から第三項までの罪は、刑法第四条の二の例に從つ。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の許可を受けないで同項に規定する放射性同位元素又は放射線発生装置を使用した者

二 第四条第一項の許可を受けないで放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸した者

三 第四条の二第一項の許可を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を業として廃棄した者

四 第二十六条第一項の規定による使用、販売、賃貸又は廃棄の停止の命令に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第四項の規定に違反した者

二 第十条第二項の規定による許可を受けないで第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

三 第十一条第二項の規定による許可を受けないで第四条の二第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

四 第十二条の七第二項の規定による命令に違反した者

五 第十二条の八第一項若しくは第二項、第二十九条、第三十条、

第三十一条、第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した者

六 第三十条の二第一項の規定に違反した者（第五十三条の三に規定する者を除く。）

七 第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の九第一項（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八及び第四十一条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第五十三条 次の各号の二に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第五項の規定に違反した者

二 第十条第二項の規定による許可を受けないで第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

三 第十一条第二項の規定による許可を受けないで第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

四 第十一条の二第二項の規定による許可を受けないで第四条の二第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

五 第十二条の八第一項、第二項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した者

五の二 第三十条の二第一項の規定に違反した者（第五十三条の四に規定する者を除く。）

六 第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十三条の二 第四十一条の十六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第四十一条の十二（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八）において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十三条の三 我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第三十条の二第一項の規定に違反した者は、千円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の二第一項本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項本文に規定する放射性同位元素の使用をした者
- 二 第三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして表示付認証機器の使用をした者
- 三 第四条第一項本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸した者
- 四 第八条第一項（第十条第三項及び第十一条第三項において準用する場合を含む。）の条件に違反した者

第五十三条の三 第四十一条の六第二項（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の四 我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第三十条の二第一項の規定に違反した者は、千円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する放射性同位元素を使用した者
- 二 第八条第一項（第十条第三項、第十一条第三項及び第十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の条件に違反した者

五 第十二条の五第二項若しくは第三項、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第三項、第十七条第一項、第十八条第一項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七項、第十九条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項の規定に違反した者

六 第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十九条第三項又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第四項の規定による命令に違反した者

七 第十八条第二項（第二十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、又は第二十五条の二第三項において準用する同条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬した者

八 第十九条の二第一項の規定による確認を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄した者

九 第十九条の二第二項の規定による埋設確認を受けないで廃棄物埋設をした者

十 第二十六条第二項の規定による使用又は販売若しくは賃貸の停

三 第十二条の五、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第七項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

四 第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

四の二 第十八条の二第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬した者

四の三 第十九条の二の規定による確認を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄した者

五 第二十六条第二項の規定による使用の停止の命令に違反した者

止の命令に違反した者

十一 第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の二第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更した者

二 第四条第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更した者

三 第十条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同条第二項ただし書に規定する変更をした者

四 第十条第六項の規定による届出をしないで第三条第二項第四号に掲げる事項を変更した者

五 第十二条の四第二項の規定に違反して検査記録を作成せず、若しくは虚偽の記録をし、又は検査記録を保存しなかつた者

六 第十二条の九第一項又は第二項の規定による定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第十二条の十の規定による定期確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第十八条第八項の規定による警察官の停止命令に従わず、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者

六 第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の二第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更した者

一の一 第十条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同条第二項ただし書に規定する変更をした者

二 第十条第六項の規定による届出をしないで第三条第二項第四号に掲げる事項を変更した者

三 第十二条の九第一項、第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三の一 第十八条の二第八項の規定による警察官の停止命令に従わず、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者



九 第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十四條又は第二十六條の三第二項の規定に違反した者

十 第二十五条第一項(第二十五条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二項若しくは第三項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第四項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

十一 第二十七条第一項若しくは第三項、第三十二条若しくは第三十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第四十二条第一項若しくは第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第四十三条の二第一項又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十一条の六(第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十一、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八及び第四十一条の三十一において準用する場合を含む。)(の許可を受けずに設計認証業務、検査業務、定期確認業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、試験

三の三 第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十四條又は第三十六条の二第二項の規定に違反した者

四 第二十五条第一項、第二項若しくは第三項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第四項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

五 第二十七条第一項若しくは第三項、第三十二条若しくは第三十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第四十二条第一項若しくは第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十三条の二第一項又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十一条の二(第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。)(の許可を受けずに機構確認、施設検査及び定期検査、承認容器による運搬物に係る確認若しくは運搬方法確認の業務、試験事務又は講習及び研修



業務又は資格講習業務の全部を廃止した者

- 二 第四十一条の十三(第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八)において準用する場合を含む。( )の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

- 三 第四十一条の三十七の規定による届出をしないで定期講習業務の全部を廃止した者

- 四 第四十二条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 五 第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十三条、第五十三条の二第二号又は第五十三条の三から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十八条 第四十一条の七第一項(第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の

の業務の全部を廃止したとき。

- 二 第四十一条の七(第四十一条の九第三項、第四十一条の十三第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項)において準用する場合を含む。( )の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

- 三 第四十二条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 四 第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十三条、第五十三条の四、第五十四条又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

三十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条の七第二項各号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第二十六条の二第八項の規定による届出をしなかつた者
- 三 第三十四条第二項又は第三十七条第三項の規定による届出をしなかつた者
- 四 正当な理由なく、第三十五条第六項の規定による命令に違反して放射線取扱主任者免状を返納しなかつた者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第三条の二第三項、第三条の三第二項、第四条第三項、第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をしなかつた者

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十四条第二項又は第三十七条第三項の規定による届出をしなかつた者
- 三 正当な理由なく、第三十五条第五項の規定による命令に違反して放射線取扱主任者免状を返納しなかつた者

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第三条の二第三項、第十条第一項、第十一条第一項又は第十一条の二第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十条第四項又は第十一条第四項の規定に違反して許可証を提出しなかつた者

三 第二十一条第三項の規定による届出をしなかつた者

四 第二十六条の三第二項の規定による届出をしなかつた者

(第一審の裁判権の特例)

第六十一条 第五十三条の三の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

第八章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)

第六十二条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長(船長に代わつてその職務を行う者を含む。)及び違反者(当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。)に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。

一 第五十三条(第三十条の二第一項に係る部分に限る。)、第五十三条の三、第五十五条(第四十二条第一項及び第三項並びに第四十三条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。)(又は第五十七條(第三十条の二第一項、第四十二条第一項及び第三項並びに第四十三条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。))の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの(以下「事件」という。)

二 第十条第四項、第十一条第四項又は第十一条の二第四項の規定に違反して許可証を提出しなかつた者

三 第二十一条第三項の規定による届出をしなかつた者

(第一審の裁判権の特例)

第六十条 第五十三条の四の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

第八章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)

第六十一条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長(船長に代わつてその職務を行う者を含む。)及び違反者(当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。)に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。

一 第五十三条(第三十条の二第一項に係る部分に限る。)、第五十三条の四、第五十五条(第四十二条第一項及び第三項並びに第四十三条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。)(又は第五十七條(第三十条の二第一項、第四十二条第一項及び第三項並びに第四十三条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。))の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの(以下「事件」という。)

に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が同号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物（以下「押収物」という。）は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

3 前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

**第六十三条** 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提

供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

2 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が同号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物（以下「押収物」という。）は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

3 前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

**第六十二条** 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提

供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

2 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

3 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

**第六十四条** 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出席し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

(主務省令への委任)

**第六十五条** 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

3 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

**第六十三条** 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出席し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

(主務省令への委任)

**第六十四条** 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

第六十六条 第六十一条から第六十四条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

別表第一(第三十五条、第四十一条の二十六関係)

試験の種類	課目
第一種放射線取扱主任者試験	一 この法律に関する課目 二 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いに関する課目 三 使用施設等及び廃棄物代替施設等の安全管理に関する課目 四 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に関する課目 五 物理学のうち放射線に関する課目 六 化学のうち放射線に関する課目

(主務大臣等)

第六十五条 第六十一条から第六十三条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

資格講習の種類	別表第二(第三十五条、第四十一条の三十関係)	第二種放射線取扱主任者試験	
課目		<p>一 この法律に関する課目</p> <p>二 放射性同位元素(密封されたものに限る。 )の取扱いに関する課目</p> <p>三 使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。 )の安全管理に関する課目</p> <p>四 放射線の量の測定に関する課目</p> <p>五 物理学のうち放射線に関する課目</p> <p>六 化学のうち放射線に関する課目</p> <p>七 生物学のうち放射線に関する課目</p>	<p>七 生物学のうち放射線に関する課目</p>



<p>第一種放射線取扱主任者講習</p>	<p>一 放射線の基本的な安全管理に関する課目</p> <p>二 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いの実務に関する課目</p> <p>三 使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目</p> <p>四 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目</p>
<p>第二種放射線取扱主任者講習</p>	<p>一 放射線の基本的な安全管理に関する課目</p> <p>二 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いの実務に関する課目</p> <p>三 使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目</p>

	<p>四 放射線の量の測定の実務に関する課目</p>
<p>第三種放射線取扱主任者講習</p>	<p>一 この法律に関する課目</p> <p>二 放射線及び放射性同位元素の概論</p> <p>三 放射線の人体に与える影響に関する課目</p> <p>四 放射線の基本的な安全管理に関する課目</p> <p>五 放射線の量の測定及びその実務に関する課目</p>

別表第三(第三十六条の二、第四十一条の三十四関係)

<p>定期講習の種類</p>	<p>課目</p>
<p>一 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講</p>	<p>一 この法律に関する課目</p> <p>二 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては</p>

<p>する定期講習</p>	<p>二 放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（一の項上欄に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習</p>
<p>放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射線発生装置の取扱いに関する課目</p> <p>三 使用施設等の安全管理に関する課目</p> <p>四 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目</p>	<p>一 この法律に関する課目</p> <p>二 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目</p> <p>三 使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目</p> <p>四 放射性同位元素若しくは放射</p>

別表第四（第四十一条関係）

	<p>放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目</p>
<p>三 届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習</p>	<p>一 この法律に関する課目                  二 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目</p>
<p>四 許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習</p>	<p>一 この法律に関する課目                  二 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いに関する課目                  三 廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目                  四 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目</p>

- 一 許可届出使用者（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のため）のみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。

- 二 放射性同位元素装備機器を輸入し、販売し、又は賃貸する者

別表第五（第四十一条の十六、第四十一条の十八関係）

- 一 特定許可使用者
- 二 許可廃棄業者
- 三 放射性同位元素の製造、販売若しくは賃貸又は使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等の工事の請負を業とする者であつて、前二号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

別表第六（第四十一条の二十、第四十一条の二十二関係）

- 一 許可届出使用者等（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のため）のみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。）
- 二 放射性同位元素の製造、販売又は賃貸を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

別表第七（第四十一条の二十四関係）

- 一 許可届出使用者（設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のため）にのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。
- 二 許可廃棄業者
- 三 廃棄物埋設の工事の請負を業とする者であつて、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第三十条の七関係）	別表第一（第三十条の七関係）
提供を受ける国の機関又は法人	提供を受ける国の機関又は法人
事 務	事 務

五十二 文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）による同法第三十五条第二項から第四項までの交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一〇五十一（略）	（略）
五十二 文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）による同法第三十五条第二項又は第三項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一〇五十一（略）	（略）